

特別加入者の保険料

特別加入者の保険料は給付基礎日額（補償基礎日額）により、定められた保険料を納付することになります。なお年度（4月1日から翌年3月31日）の途中で特別加入した場合、または特別加入者でなくなった場合は、当該年度内の加入月数（1か月未満の端数がある場合は1か月として算定）により、保険料を算定します。

| 給付基礎額 A | 保険料算定基礎額 B = A × 365日 | 年間保険料 | |
|------------|--------------------------|---|--|
| | | 特定農作業従事者 (保険料率 7/1,000) B × 7/1,000 | 指定農業機械作業従事者 (保険料率 5/1,000) B × 5/1,000 |
| 14,000円 | 5,110,000円 | 35,770円 | 25,550円 |
| 12,000円 | 4,380,000円 | 30,660円 | 21,900円 |
| 10,000円 | 3,650,000円 | 25,550円 | 18,250円 |
| 9,000円 | 3,285,000円 | 22,995円 | 16,425円 |
| 8,000円 | 2,920,000円 | 20,440円 | 14,600円 |
| 7,000円 | 2,555,000円 | 17,885円 | 12,775円 |
| 6,000円 | 2,190,000円 | 15,330円 | 10,950円 |

農業者の労災保険加入のため、JAみやぎ仙南が農業労災保険事務組合をつくり、労災保険の加入手続き、保険料の算定・納付を行っています。上記保険料に加え手数料と組合費、消費税が加算されます。角田市の労災保険事務組合では、加入者の給付基礎額を男性は7,000円、女性は6,000円に設定しています。

※平成15年度の保険料率が1/1,000引き下げられ、年間保険料も下がりました。

保険給付と特別支給金の種類

特別加入者が加入の要件となった農作業による事故や被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、併せて特別給付金が支給されます。

| 種類 | 支給となる事由 | 給付等の内容 |
|-------|---|-----------------------------|
| ■療養補償 | 業務災害による傷病について病院等で治療する場合 | 指定病院では無料で治療、指定病院以外では治療費用の支給 |
| ■作業補償 | 業務災害による傷病により労働できない日が4日以上となった場合 | 4日目以降、休業1日につき給付基礎額の60%を支給 |
| ■障害補償 | 業務災害により障害が残った場合 | 障害特別支給金を支給 |
| ■傷病補償 | 業務災害による傷病が1年6か月経過後も治癒せず障害の程度が傷病等級に該当する場合 | 傷病特別支給金を支給 |
| ■遺族補償 | 業務災害により死亡した場合 | 遺族補償年金、遺族補償一時金を支給 |
| ■介護補償 | 業務災害により障害補償又は傷病補償を受給し、一定の障害を有して介護を受けている場合 | 介護費用の支給 |
| ■葬祭給付 | 業務災害により死亡された方の葬祭を行う場合 | 葬祭料として所定金額の支給が行われます。 |

労災保険特別加入制度の説明会を行います

労災保険の特別加入に関する説明・加入受付会を次により行います。まだ特別加入をされていない方、家族従業者で加入されていない方は、この機会にぜひ加入してください。

●日時：平成15年5月23日(金)午後3時 ●会場：JAみやぎ仙南営農情報センター
お問い合わせは、JAみやぎ仙南営農企画課（営農情報センター内、TEL63-3015）へお願いします。